

回送運行許可基準

(平成17年5月24日北技管第23号(令和2年12月24日一部改正)「自動車の回送運行の許可事務等の取扱要領」抜粋)

(許 可)

第6条 運輸支局長は、第3条に係る許可申請書の提出があったときは、次に掲げる事項に適合しているかについて審査を行い、北海道運輸局支局長専決規則(平成14年7月1日、北達第7号)に基づき北海道運輸局長名をもって許可する。

- (1) 法令、通達及びこの要領の定めを遵守して回送自動車を運行の用に供すると認められること。
- (2) 許可証等を適切に管理すると認められること。
- (3) 自動車の製作、陸送、販売又は特定整備を業とする者であること。
- (4) 特定整備を業とする者にあつては、許可申請を行った日の直前の連続した2年間及び申請を行った日から許可を受けるまでの間に自動車整備事業に関して「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について(平成18年3月2日付け国自整第126号)」に基づく行政処分を受けていないこと。
- (5) 新規許可については、次項の許可基準に適合していること。
- (6) 継続許可については、第3項の許可基準に適合していること。
- (7) その他必要と認められる事項

2 新規許可の基準は、次の各号による。ただし、離島等のへき地であることその他やむを得ない事情があると認められるときは、実情に応じて判断することとする。

- (1) 製作を業とする者にあつては、許可申請を行った日の直前3ヵ月における月平均製作台数が10両以上であること。
- (2) 陸送を業とする者にあつては、許可申請を行った日の直前3ヵ月における月平均陸送台数が30両以上であり、回送業務総体での常用運転者数が7人以上いること。
- (3) 販売を業とする者にあつては、許可申請を行った日の直前3ヵ月における月平均販売台数が10両以上であること。
- (4) 特定整備を業とする者にあつては、許可申請を行った日の直前1年間の法第35条の臨時運行許可に基づく運行実績が7台以上あること。

3 継続許可の基準は、次の各号による。ただし、離島等のへき地であることその他やむを得ない事情があると認められるときは、実情に応じて判断することとする。

- (1) 製作を業とする者にあつては、許可申請を行った日の直前3ヵ月における回送運行許可番号標使用実績が月平均5両以上であること。
- (2) 陸送を業とする者にあつては、許可申請を行った日の直前3ヵ月における回送運行許可番号標使用実績が月平均20両以上であり、回送業務総体での常用運転者数が7人以上いること。
- (3) 販売を業とする者にあつては、許可申請を行った日の直前3ヵ月における回送運行許可番号標使用実績が月平均5両以上であること。

(4) 特定整備を業とする者にあつては、許可申請を行った日の直前1年間における回送運行の許可番号標使用実績が7台以上あること。

4 許可の有効期間は5年とする。ただし、必要によりこれを短縮することができる。

5 許可の番号は、別表1の区分による。

6 許可の条件を以下のとおり付すものとする。

(1) 法及び法に基づく命令の規定を遵守して回送自動車を運行の用に供すること。

(2) 回送運行許可証及び回送運行許可番号標について、取扱内規を遵守し、回送運行許可番号標管理責任者を選任し適切に管理すること。なお、許可の有効期間内に作成した管理簿等を許可の有効期間の満了（許可の取消しを受けた場合は取消しの日、廃止届出を行った場合は、届出日）後6ヶ月間保管し、運輸支局等の求めに応じて提示できるようにすること。

(3) 自動車の製作、陸送、販売又は特定整備を業とし、許可基準を満たすことを証する書面を許可の有効期間の満了（許可の取消しを受けた場合は取消しの日、廃止届出を行った場合は、届出日）後6ヶ月間保管し、運輸支局等の求めに応じて提示できるようにすること。

(4) 許可を受けた者の氏名又は名称及び住所を変更した場合、営業所の名称及び所在地を変更した場合、事業を廃止した場合、営業所を新設又は廃止した場合、取扱内規を変更した場合又は回送運行許可番号標管理責任者を変更した場合は、遅滞なく、その旨を記載した書面を提出すること。

(5) 回送運行に関する業務について、北海道運輸局長が定めた様式により、前年度末の状況を毎年5月31日までに報告を行うこと。

(6) 許可の有効期間が満了したとき又は許可を取り消されたときは、現に交付を受けている回送運行許可証及び現に貸与を受けている回送運行許可番号標（以下、この条において「交付を受けている回送運行許可証等」という。）の全部を、交付を受けている回送運行許可証等の返納命令を受けたときは、命令に応じ交付を受けている回送運行許可証等の全部又は一部を、その日から5日以内にそれぞれ営業所の所在地を管轄する運輸支局長を経由して北海道運輸局長に返納すること。

上記のほか条件を付す場合は、許可を受けた者が行う自動車の回送が適切に行われるために必要とする最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受けた者に不当な義務を課することとならないものとする。

(許可しない場合)

第7条 運輸支局長は、前条第1項において許可申請書を審査した結果、同項の各号に適合していない場合は許可しない。